

軽自動車の車検は、



軽

JNK S

で変わる!

Jidoshazei Nofu Kakunin System

ジェンクス

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)で、

継続検査窓口での納税証明書の提示が不要になりました。

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

ご注意ください

.....

- 令和5年1月から車検時の軽自動車税の納税確認が電子化(軽JNK S)されたことに伴い、三輪以上の軽自動車の納税証明書の提示が原則不要となりました。
- 軽JNK Sの拡充に伴い、令和7年4月から二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)についても、納税証明書の提示が原則不要となりました。
- 軽自動車税の納付方法によっては、納付情報が軽JNK Sに登録されるまで相応の日数を要するため、納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニでお支払いただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。
※「地方税お支払サイト」で納付された場合、領収証書・納税証明書が発行されません。
- 軽自動車税を納付したにもかかわらず、軽JNK Sに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNK Sの登録がされていない場合など、ご不明な点がございましたら逗子市役所納税課にお問い合わせください。

